

納入場所

- ゆうちょ銀行・郵便局(中国5県に限る)
- 中国銀行 本・支店
- トマト銀行 本・支店
- 備前日生信用金庫 本・支店
- 岡山市農業協同組合 本・支所
- 瀬戸内市役所、牛窓・長船支所、水道庁舎

- 水道料金・下水道使用料のお支払いは便利な口座振替をご利用ください。
手続きは上記金融機関の窓口でお願いします。
- 転出の際は閉栓手続きと料金の精算が必要です。必ず3営業日前までに上下水道部上水道業務課まで届け出てください。
また、転居・開栓・名義変更の際にも同様に届け出ください。
- 手数料について
水道の使用開始および中止の際には、手数料が必要です。水道料金と合わせてお支払いいただきます。
- 水道メーターの検針
奇数月の月末までに検針し、翌月の偶数月に請求となります。

お問い合わせ先

上水道業務課

TEL 0869(22)1325

FAX 0869(22)1211

下水道使用料にかかる督促手数料等について

【下水道使用料にかかる督促手数料】

納期限までに納付がない場合、納期限後20日以内に督促状を送付します。その場合、督促状1通につき督促手数料100円を徴収します。

【下水道使用料にかかる延滞金】

延滞金は、納期限翌日から納付の日まで14.6%以内(納期限の翌日から1ヶ月の日まで7.3%以内)の割合で計算した金額が加算されます。

【下水道使用料の不服申立】

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

お問い合わせ先

下水道課

TEL 0869(22)5151

FAX 0869(22)5152